

広島県教育委員会教育長告示第六号

広島県立高等学校学則施行細則等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月十五日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立高等学校学則施行細則等の一部を改正する告示

(広島県立高等学校学則施行細則の一部改正)

第一条 広島県立高等学校学則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条 (様式) (略)		第二条 (様式) (略)	
書	類	書	類
一 削除		一 入学願書(学則第十四条第一項)	様式第一号
二 削除		二 入学者選抜願(学則第十四条第一項)	様式第二号
三 五の三	(略)	三 五の三	(略)
六 削除		六 住民票記載事項証明書(学則第十五条第三項)	様式第六号
七 二十一	(略)	七 二十一	(略)
備考 (略)		備考 (略)	
	様式		様式

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記 様式第1号及び様式第2号 削除</p> <p>様式第6号 削除</p>	<p>別記 様式第1号</p> <p>様式第2号</p> <p>様式第6号</p>

(広島県立特別支援学校学則施行細則の一部改正)

第二条 広島県立特別支援学校学則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条(様式)(略)	書類	第二条(様式)(略)	書類
一(略)		一(略)	様式第(略)
二(略)		二(略)	様式第(略)
三・四(略)		三・四(略)	様式第(略)
五(略)		五(略)	様式第(略)
六―十八(略)		六―十八(略)	様式第(略)
備考(略)		備考(略)	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="235 300 443 331">様式第2号 削除</p> <p data-bbox="235 363 443 395">様式第5号 削除</p>	<p data-bbox="1131 300 1261 331">様式第2号</p> <p data-bbox="1131 363 1261 395">様式第5号</p>

(広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則の一部改正)

第三条 広島県立高等学校通信教育に関する規則施行細則(昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条(様式)(略)	書類	第二条(様式)(略)	書類
一(略)		一(略)	様式(略)
二 削除		二 入学願書(規則第十八条第一項)	様式第二号
三 三十一、三十二(略)		三 三十一、三十二(略)	(略)
備考(略)		備考(略)	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号 削除

改正前

様式第2号

(広島県立中学校学則施行細則の一部改正)

第四条 広島県立中学校学則施行細則(平成十五年広島県教育委員会教育長告示第六号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条(様式)(略)		第二条(様式)(略)	
一 削除	書類	一 入学願書(学則第十三条第一項)	書類
二 削除		二 入学者選抜願(学則第十三条第一項)	書類
三 三五(略)		三 三五(略)	
六 削除		六 住民票記載事項証明書(学則第十四条第三項)	書類
七 一九(略)		七 一九(略)	
備考(略)		備考(略)	
	様式		様式
	(略)		別記様式第一
	(略)		別記様式第二
	(略)		別記様式第六

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="237 300 667 331">別記様式第1号及び様式第2号 削除</p> <p data-bbox="237 427 443 459">様式第6号 削除</p>	<p data-bbox="1133 300 1312 331">別記様式第1号</p> <p data-bbox="1133 363 1263 395">様式第2号</p> <p data-bbox="1133 427 1263 459">様式第6号</p>

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。